

建設委員会記録

開催日時 令和3年3月11日(木) 13:06~14:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

荻田 義雄 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

小林 誠 委員

田中 惟允 委員

粒谷 友示 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 国中 憲治 委員

出席理事者 松本 県土マネジメント部長

濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長

青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

<令和3年度議案>

議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会 所管分)

議第21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(建設委員会 所管分)

議第50号 流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について

<令和2年度議案>

議第111号 奈良県営水道経営戦略の策定について

議第118号 公共土木施設災害復旧事業に係る委託契約の変更について

報第35号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分報告について

損害賠償額の決定について

報第36号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について
自動車事故に係る損害賠償額の決定について

(建設委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○荻田委員長 ただいまより建設委員会を開会します。

本日の欠席は国中委員です。

田中委員は遅れるとのことですので、ご了解願います。

今定例会におきまして、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5名に制限しております。

本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出がございます。入室していただいておりますので、よろしく願います。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、先の方を含め、5名を限度に入室していただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

本日3月11日は、東日本大震災発災から10年を迎えます。

地震発生時刻の午後2時45分頃に、庁内放送で黙禱の呼びかけがございます。

審査の途中の場合、一旦中断して黙禱をささげたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、個々の議案の説明につきましては、議案説明会が行われたため省略します。

それでは、付託議案について、質疑あればご発言願います。

○粒谷委員 まず、松本県土マネジメント部長にお伺いします。

3月の予算編成に関わりまして、県土マネジメント部は他の部局と違い、予算を執行するに当たり、地元との協力が非常に大事だと思います。その点について配慮をしながらの

予算編成だと思いますが、県土マネジメント部の考え方を聞かせてください。

○松本県土マネジメント部長 公共事業の執行に当たりましては、地元のご理解、ご協力が重要です。地元の声を丁寧に伺いながら、計画段階からもその内容を反映する、また、工事の実施段階におきましても、しっかりと工事内容に反映させていくなど、地元と適時適切に対話をしながら進めていくことが、特に重要だと思っています。

予算編成に当たりましても、こういったプロセスを踏みながら、現場の土木事務所と本庁間で、その辺りの状況も確認をしながら、各事業の予算を詰めていくべきものだと考えています。いずれにしても、粒谷委員ご指摘のとおり、地元の声や協力をいただきながら、公共事業の実施に当たっていく必要があると考えています。

○粒谷委員 松本県土マネジメント部長のおっしゃるとおりです。予算の執行に当たっては、特に用地買収等もありますから、地元の理解と協力をいただくことが大切です。

松本県土マネジメント部長は昨年7月に奈良県に赴任されました。県のことを熟知されておられないだろうから、私は9月定例会の代表質問と、その後の予算委員会で、現場を視察されたらどうですかということと、ぜひ地元の声を聞いていただきたいと申し上げました。視察は行われたそうですが、残念ながら地元の声をお聞きにならなかったということですが、これは一体なぜでしょうか。

○松本県土マネジメント部長 竜田川小瀬工区の現場を視察し、その上で地元の状況を確認させていただきましたが、粒谷委員から議会で指摘いただいたような形で地元の声を直接伺うという機会は、これまで持っていません。この点につきましては、私の至らない点が多々あったかと思っています。そういう状況ですので、できるだけ早い段階に地元の声をしっかり聞くということが、先ほどもお答えしましたとおり重要だと思っています。粒谷委員の指導もいただきながら、地元の声を伺う場をしっかりと持たせていただきたいと思っています。

○粒谷委員 ぜひ、お願いします。これはもう、生駒市だけの話ではないと思います。松本県土マネジメント部長はご存じないでしょうけれども、県土マネジメント部次長や関係課長にももう少し配慮をしていただけるとよかったと私は思っています。辻町インターチェンジについては、当然、荒井知事も現場へ来てインターチェンジの必要性を認めておられますし、職員の皆様方も必要性を認めていらっしゃいます。

問題は何かといいますと、地権者の用地買収です。何十件もあるのであればなかなか難しいと思いますが、問題となっているのは1件だけだと思います。1件の方が強引に反対されているので少ししんどいという話ですが、1件だけであれば、いろいろな攻め方が

あると思います。生駒市長も副市長も、地権者に頭を下げに行ってもいいですということまで言われています。そうであれば、奈良県もそれなりの立場の方が行かれてお願いされれば、また道も開けるのではないかと思います。今年度も予算計上されていますが、用地買収が前に進めば、補正予算も組んでいただけるものだと期待しています。

ただ、これは以前からも申し上げておりますように、荒井知事が選挙の際に2回、生駒市の皆様の前で話をされています。例えば河川も毎年あふれている箇所がありますが、いつでも改修しますということを荒井知事は選挙前におっしゃられました。生駒市民からは、荒井知事は生駒市と仲が悪いから、生駒市のことは何もしてくれないのではないかという話も出ています。荒井知事に恥をかかせてはいけません。

担当部局でも、様々な知恵を絞っていただいていますし、私も側面協力をお伝えしています。辻町インターチェンジについては、地元のマンションに議連の会長がお住まいです。本来であれば反対に回る立場の人が、私もいろいろお願いをして、賛成に回ってくれています。そういう意味では、いろいろな攻め方があると思います。辻町インターチェンジについては、6月定例会で一つの方向づけを示してほしい。

松本県土マネジメント部長もお忙しいでしょうけれども、ぜひ一度時間を見計らって、雨が降った状態で地元の話を聞いていただきたい。河川というものは、天気の良い日だけでは分かりません。小瀬工区における問題は松本井堰の補償行為だと思いますし、解決が困難だということも分かります。ただ、値段は、地権者の意見には合わせられません。松本井堰が解決しないから何もできないという話ではなく、解決しないとしても、次の一手については当然皆さん方もお考えいただいていると思います。ぜひ現場に来ていただいて、地元の意見も反映しながら予算を編成していただきたい。

これは過去の話になりますがけれども、私の家の前の俵口歩道橋について、私も見落としてしまったのですが、昨年予算が組まれて、現在は補強工事が行われています。地元からは、この歩道橋の是非に関する声があがっています。以前から指摘されていますように、あの歩道橋はそんなに通行されていないため、不要ではないか。私も値段を聞いて驚きましたが、9,000万円もかけて、歩道橋を存続させなければならないのか。費用対効果から考えると、撤去して現在の歩道を整備するほうがよいのではないか。他にも方法があったと思いますが、地元の意見を全く聞かず、県が勝手に工事を発注することは、あってはならない。

ぜひ、これからも予算を編成されるに当たって、いろんな工事については、地元の皆さ

ん方の貴重なご意見をしっかりと受け止めながら、執行に当たっては十分配慮していただきたい。今回、本当に要望だけしておきますけれども、とにかく6月定例会では河川改修と、辻町インターチェンジに関する明確な答弁がいただけるように、ぜひともお願いしておきます。

○荻田委員長 松本県土マネジメント部長、部としてしっかりとした対応をお願いします。

○山中委員 議第111号の奈良県営水道経営戦略の策定について、お聞かせいただきたい。

概要についてはお示しいたしましたが、令和2年から6年までの5年間の計画で進めるということで、県域水道一体化への移行期間でもあるのかと思います。水道事業の抱える課題として、大きくは3点あるとのことでこの戦略の中にも示されていますが、人口減少等による水利用の減少、老朽化する施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大化、さらに職員の減少、退職に伴う技術力の低下や人員不足ということが、水道経営を進めるうえでの大きな課題だと挙げられています。それをしっかり解決していこうということで、維持、強靱、安全と、3つの方向性を示していただいています。これに基づいて、令和6年までしっかり進めていかれるのだろうと思います。

そのことの裏づけとして、第5章の表を見ますと、投資と財政計画ということで、損益収支及び県域水道のファシリティマネジメント推進積立金の推移と、資本的支出の推移という2つのグラフが載っています。内容を見てみますと、令和6年までの5年間で、積立金が100億円程度増加すると思われれます。もう一方の資本的支出の推移を見ますと、企業債残高が100億円程度減少していますので、非常にいい形で県域水道一本化に向けたバトンタッチができるかと思われれます。

そこで、この5年間のそれぞれの残高、積立金の残高と、企業債の残高の辺りのバランスについて、表のように減っていくという大きな理由を示していただきたい。また、資本的支出の中で、令和4年度の建設改良費が突出して上がっています。それ以降は少し下がってはいますが、令和3年度と比べると上がっている傾向です。その点についての理由もお示しいただきたい。

○町尻水道局総務課長 まず、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金の今後の推移についてですが、令和6年度まで、配水量の減少に伴う収入の減少はあるものの、年20億円程度の利益を見込んでいます。利益は条例に規定されている減債積立金への積立てのほかに、県域水道ファシリティマネジメント推進事業及び県域水道一体化の事業を円滑

に推進するために積み立てていきたいと思っておりますので、令和元年度末で未処分利益を除いて約45億円の積立てがありますが、令和6年度末では同じく未処分利益剰余金を除いて約118億円となり、73億円程度増える見通しを立てています。

企業債の残高についてですが、令和元年度末時点で約256億円あります。約定償還で決められた額を支払うこととなりますので、令和6年度末時点で約146億円になり、100億円程度減少する見込みです。

○西岡水道局業務課長 私からは、令和4年度以降の建設改良費が増加する原因についてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度から管路の更新事業が開始されますので、以後は段階的に事業費が増加します。

令和4年度にピークとなるのは、京奈和自動車道の櫃原北インター、櫃原高田インター間の建設工事に伴い、県水道局の中央幹線で支障移転が必要になるためです。中央幹線については、御所浄水場から大和平野の中北部に用水を供給する主力幹線なので、移設費用も高額になります。

さらに、設備の更新は可能な限り平準化して行っていますが、水運用の関連で同時に施工しなければならない施設もあることから、年度により若干の高低が生じています。

以上の原因が重なり、令和4年度にピークが生じています。

○山中委員 ありがとうございます。ファシリティ推進積立金は、この5年間で約73億円増加し、企業債の残高も同じように約5年間でマイナス100億円近くになるという具体的な数字も聞かせていただきました。そういう形で県域水道の一体化に向かえることは非常に望ましい形かと思っておりますので、しっかり実行されるように進めていただきたい。建設改良費の増加についても、管路の更新と中央幹線の支障移転といった大きな移転があるためというお話も聞かせていただきました。

そうした中で、特に管路を更新されるときに、設計と施工を一括発注するデザインビルド方式が国土交通省でも推進されています。そうしたときに、持続の2つ目に人材の確保と技術の継承とありますが、こういった工法を使うことによってカバーできるかと思っておりますが、今後の更新をどのように進めていくのか聞かせていただきたい。

○西岡水道局業務課長 人材不足を根本的に対応するためには、県で推進している県域水道一体化によって効率化を図る、スケールメリットを図るという方針になってはいますが、課題は、一体化までの間をどのようにするかということです。

まず、山中委員お述べのとおり、令和3年度から、デザインビルド方式の導入を予定しています。そのほか、工事の発注ロットの大型化や、一括発注などを考えて業務を遂行していきます。

○山中委員 デザインビルド方式ばかりを導入してしまうと、人材の確保や育成につながっていかないという懸念も若干あるかと思えます。とはいえ、より安全な施設を県民に供給していただくという観点からいきますと、しっかりと設計・施工をしていただくことも大事なことだと思いますので、そういったことも含めながら、先に示していただきました維持、それから強靱、安全という3つの方針をしっかりと堅持していただいて、一体化に向けて進めていただきますようお願いいたします。

○小林（誠）委員 2月3日に厚生労働省が各都道府県、各市町の配水管や配水施設といった耐震化率についての資料を公開されました。奈良県で、この1年間で広域化に向けていろいろな議論があった中で、県内市町村の耐震化率がよいと思っていましたら、そんなによくないということがこの数値を見てははっきりと分かりました。耐震適合率を2022年度末までに50%以上に引き上げるという目標を国が立てています。奈良県は頑張っていますが、今は目標達成に向けてどういう状況なのか。達成できる見込みがあるのかについても、お聞かせいただきたい。

○西岡水道局業務課長 奈良県の耐震化率はかなり高いのですが、県内市町村の耐震化率については小林（誠）委員お述べのとおり、非常に厳しい状況です。2022年度末までに50%以上に引き上げるという目標を達成できる市町村は限られているのではないかと考えています。そういうこともあり、今後、県では県域水道一体化を推進しまして、水道施設の老朽化対策、耐震化対策を進めていきます。お示ししたシミュレーションにつきましては、市町村につくっていただいた施設整備計画を採用していますが、今後、耐震化の推進、あるいは老朽化の改善も含めた施設整備計画を作成して、水道施設の安全を図っていきます。

○小林（誠）委員 資料を見て、奈良県の耐震化率が上位にありますので驚きましたが、逆に市町村の耐震化率が低いことに改めて驚かされました。市町村長の答弁を聞かせていただくと、水道料金と基金の積立額と耐震化の3つの整合性がきちんと取れているのかと改めて思います。先般の中川議員の一般質問でもありましたが、シミュレーションを行うための正しいデータは、いつ頃ははっきりと出てくるのでしょうか。

○西岡水道局業務課長 整備計画をつくるに当たりましては、各市町村の現状の分析・調

査が欠かせません。しかし、各市町村の中には、現状の把握あるいはそれぞれの施設台帳の整備が不十分な市町村も見受けられます。今後、そういうことに関してしっかりと、県で音頭を取り調査して、きっちりとした老朽化施設に対する更新計画も含めた施設整備計画を作成させていただき、それに対する財政シミュレーションを作成していく段取りになります。

作業を進めるに当たっては、少し時間を要しますので、各市町村の調査、それから施設整備計画の作成、それを基にした緻密な財政シミュレーションとなりますと、ここからさらに1年以上の時間を要する予定です。

○小林（誠）委員 今後、各協議会で頻繁に会議が行われる中で、水道料金のシミュレーションがなければ、本当にこのままでいいのかと方向性に迷う市町村があると思います。

1年後に精緻なシミュレーション結果を発表されるということですが、このことについて覚書を締結した市町村は認識しているのでしょうか。

○青山水道局長 覚書締結までの間は、全体として各市町村から提出いただいたデータを基にシミュレーションしました。現時点では、全体としての給水収益や、建設改良費をどの程度に置けるかをシミュレーションして、いわゆる供給単価と言われる、実際の料金というよりは全体の給水収益を水量で割った平均的な1立方メートル当たりの単価を出して、令和30年度にどれだけの効果が出るかを示しています。これは市町村長サミットでも認識いただいています。

今後、実際に企業団を運営するに当たって、例えば水量区分、口径別等の各種要素ごとに料金体系が異なりますので、もう少し精緻に料金収入を分析した上で、施設整備をどの程度できるのかも考慮しながら、シミュレーションを行います。

○小林（誠）委員 今後の1年間で、多くの資料が提出されて、様々な角度からの議論を活発に行っていただき、議論を尽くされた状態で議会あてに確定値を出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川口（正）委員 今回付託されている予算を含めた議案について、いろいろと注文はつけたいと思うけれども、基本的に反対するものは何もないということ、まず冒頭申し上げておく。

毎年2月定例会の段階で繰越明許費補正の問題が出てくる。組んだ予算は年度内にきちんと執行し切るというスタンスをしっかりと出してもらいたい。このことをまず冒頭に申し上げる。私達が申し上げた要望が全て盛り込まれた予算が組まれているわけではないの

だから、計上した予算を不執行に終わらせるようなことがあるのであれば、私達の要望にも対応していただきたい。そういったコントロールができるような予算の組み方をしてもらいたい。令和3年度の予算はきちんと執行できるのかについて、まず松本県土マネジメント部長に尋ねておきたい。

また、「奈良新『都』づくり戦略2021」には、「栄える、賑わう、愉しむ、便利、健やか、智恵、誇らしい、爽やか」と「都づくり」がたくさん載っています。私の地元のことでも要望を含めて申し上げますが、資料41ページに載っている「やまと花ごよみ開催事業」、「奈良の彩りづくり事業」では馬見丘陵公園しか出てこない。予算編成を見ると、これは賑わう「都」づくりの内容となっている。

県と市町村と連携協定等がありますが、こういった類いの彩り、賑わう「都」づくりの関係で、市町村が管理する公園やそれぞれの自治会で管理されている公園もたくさんあります。そういうものを網羅した形で、連携、あるいは支援を推進してもらいたい。

御所市柏原の人権公園と呼ばれている公園には、花びらが緑の桜が植えてあります。4月の中旬には花びらが緑の桜を必ず見に行ってください。芝桜もずいぶんと川べりに植えてありますが、これは高田土木事務所の関連事業ということで、いろいろご協力いただいています。こういった市町村との提携による公園等のにぎわいづくりを推進していただきたい。私は御所市に住んでいますが、真っ先に御所市内の公園の支援について要望しておきたい。

併せて、道路に関する要望について、前から言っていますが、高取町にある近鉄市尾駅付近から、薬の都と言われた御所市今住の集落の間は、整備された道路がないため車がまともに通っていない。川を挟んで御所市と高取町という地形になっていますが、非常に利便性が悪いため、何とかしてもらいたいということ、ずいぶん前から要望している。バイパス整備等の事業が進まないことよりも、生活道路、あるいは産業道路の整備も大事な施策ではないかと思しますので、改めて要望したい。過疎対策、南部振興にもつながろうと思います。

技術職員の採用についても前の委員会で申し上げましたが、人手がなかったら予算を組んでも仕事がうまくいかない。現状では、技術職員の奪い合いが問題となっていて、これをどのような形で克服するかが課題だと思います。職員数が充足できているのか。私は去年、高校を卒業した者も採用すべきと言いましたが、今年は一体何人の高卒の土木技術職員を採用したのか。

それから、先ほどから水道の話が出ていますが、先般の本会議場での日本維新の会の中川崇議員からの質問で提案された、奈良市が行った水道料金に関するシミュレーションの資料をもらいました。良質の水を安全に供給することが基本だと思うので、水道料金は安ければよいものではないけれども、安いほうがよい。奈良県が作成した県域水道一体化の資料では、水道料金が237円だが、中川議員提供の昨日の資料では235円で2円安くなるとのこと。

シミュレーションを行う際の基本的な数字の組み立て方が違うと私はと思いますが、それならそれで、中川議員の提案内容とすり合わせて、県域水道一体化のためにどうすればよいかの手立てを考えるべきではないか。

日本維新の会からの問題提起を励ましと捉えて、組立て方を考えればよい。そうすれば、奈良市や大和郡山市との関係も変わるのではないか。要は目先の欲が伴って、組み立て方が悪いため、いろいろな意見が出てくる。特に奈良市と奈良県とは仲が良いとは言われていないので、仲良くなるためにもよい提案を数字で表す必要があるのではないかと私は思う。青山水道局長の意気込みを一遍聞かせてください。提案を突っぱねるのではなく、日本維新の会が提案したシミュレーションを一遍勉強させてくださいと言ったらいい。メンツの問題ではない。

○荻田委員長 まず、松本県土マネジメント部長から、繰越明許費補正として、毎年200億円を超える多くの明許繰越しが出ていることについての川口（正）委員からの質問にお答えください。

○松本県土マネジメント部長 繰越明許費補正についてのご質問ですが、繰越しの原因は、地元や関係機関との調整遅れにより執行できないこと、用地買収が未了につき工事が執行できなかったということです。そういったものをできるだけ解消しながら、確実に執行できる体制を取っていく必要があります。粒谷委員から指摘いただいた件とも関係しますが、実施内容についてしっかりと地元との調整を図ることを、出先機関も含め、県土マネジメント部全体で徹底していきます。

その上で、工事についても早期発注できるような方策を検討し、予算を確実に執行できる体制を取っていきます。特に令和3年度予算については、県土マネジメント部で一丸となって取り組んでまいります。

○荻田委員長 高校卒業生徒の採用があるのかないのか、県土マネジメント部の筒井次長、お願いします。

○筒井県土マネジメント部次長（企画管理室長） ご質問がありました高校を卒業した生徒の土木技師採用の状況について説明させていただきます。

令和2年度は2名程度を募集しました。

○川口（正）委員 程度という考え方がおかしい。

○筒井県土マネジメント部次長（企画管理室長） 人事委員会で2名募集しまして、1名が合格となりましたが、その方が辞退されたため、結果として今年4月1日からの高校を卒業した土木技師の採用はゼロとなっています。

○青山水道局長 本会議で中川議員から示された県域水道一体化に関するシミュレーションは、県が28市町村と一緒に、全体が同じ条件で県域水道一体化の効果を出すためのものです。中川議員はそのシミュレーションと少し条件設定を変えておられたと、お聞きしています。

237円という県がお示した統合後の供給単価については、先ほども申し上げましたが、具体的に各市町村の料金体系や施設の更新規模、今は160億円程度と全体の更新投資を予測して設定していますが、その分も含め各市町村の現状を踏まえて、今後28市町村と一緒に検討を進めてまいります。当然のことながら、精緻に料金体系を決めていく中では、数字が変わってくることになろうかと思しますので、再度お示しさせていただきます。

○川口（正）委員 水道の問題は、様々な細かい問題もあるので、また顔を合わせて意見交換を行いましょう。日本維新の会とも意見交換をされるよう、申し添えておきたい。

職員採用の問題だが、2名程度という、そもそもそういう感覚が問題。公務員になりたがらないのはなぜか。高校卒でも十分に仕事ができるはず。変な形で就職するより、就職して実践を積み上げたほうがいい技術職員になるだろうと、私は思います。いずれにしろ、魅力を持たせていないところにも原因がある。そこは一遍追求する必要があるのではないか。

結局、1名採用したということは、2名受験して1名採用したのですか。なぜ2名採用しなかったのか。2名程度という、定数はあやふやで、そのことも含めて、なぜ公務員になりたがらないのか。入庁を辞退した青年は民間企業に就職したのか。今、技術職員の年齢層はどうなっているのかを尋ねておきたい。

○筒井県土マネジメント部次長（企画管理室長） 私の説明がまずかったのですが、2名程度の募集ということですが、採用するのにふさわしい方が受験されたらそれ以上の合格

を出すという意味を含め、人事委員会で程度という表現を使っています。今回の試験では、2名で最終試験を実施しまして、1名に合格を出しましたが、その方が辞退されました。先ほどの私の説明が足りなかったため、誤解が生じたと思いますので、もう一度ご説明させていただきます。

高卒の職員にも実践を通じて実力を付けていって頑張ってもらうことは川口（正）委員お述べのとおりですので、県に入って活躍していただくための人材育成について、県としてしっかり取り組んでいきます。人に来てもらえる、魅力ある組織にするのはもちろんのこと、その魅力を発信していくということも重要なので、今後そういった面でも県及び県土マネジメント部として頑張っていきます。

○川口（正）委員 今の答弁は理解に苦しむ。とにかく職員を確保する、技術職員を確保するという基本的なスタンスというものを持ってもらうべきであるということを申し上げておきます。

それからもう1点は、問題提起となるが、奈良県では、土木事務所長の権限・権能が本庁の課長よりも低いため、本庁と土木事務所との関係においても、必ずしもスムーズに物事が運ばないという話を聞いている。他府県では、土木事務所長の権限・権能に、より重きが置かれている。その点について、松本県土マネジメント部長はどのような認識か伺いたい。

○松本県土マネジメント部長 土木事務所長と本庁の課長の関係についてのご質問ですが、土木事務所長につきましては、特に現場で出先機関の長として、道路、河川といった県が管理するインフラを現地で管理・整備を行うという役割を担っています。また、それに伴う工事も発注していただいています。一方、本庁の課長については、全体的な施策の整理や予算要求に向けた整理をしていて、両者は上下関係というより、土木事務所と本庁の課長で役割分担をしていると理解しています。

最近災害も頻発し、施設の老朽化も進む中で、現地でしっかり管理を行うという土木事務所の役割は、ますます増していると理解しています。そういった中で、しっかり役割を担っていただくための権限・権能を土木事務所長に持たせるということは、重要な考えだと思います。その辺りもよく考えながら、どういった役割分担をするのかにつきましては、川口（正）委員のご指摘も踏まえて不断に考えてまいります。

○荻田委員長 他になければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めたいと思います。ご発言をお願いします。

- 田中委員 自由民主党は賛成します。
- 粒谷委員 自民党奈良も賛成します。
- 山中委員 公明党も賛成します。
- 小林（誠）委員 日本維新の会も賛成します。
- 川口（正）委員 創生奈良も賛成です。
- 田尻副委員長 新政ならも賛成します。
- 荻田委員長 それでは、採決は簡易採決で行います。一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。令和3年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第21号中、当委員会所管分、議第50号、令和2年度議案、議第111号、議第118号、報35号につきましては、原案どおり可決、または承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議ないと認めます。よって、本案はいずれも原案どおり可決、また承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。令和2年度報第36号中、当委員会所管分につきましては、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

まず、松本県土マネジメント部長から、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画、ほか2件について、濱本政策統括官から、地方踏切道改良計画策定に向けた調整状況について、岡野地域デザイン推進局長から、奈良県耐震改修促進計画の改定について、報告を行いたいとの申し出がありました。県土マネジメント部長、政策統括官、地域デザイン推進局長の順にご報告を願います。

なお、理事者の皆様方におきましては、着席にて説明・ご報告願います。

○松本県土マネジメント部長 お手元に配付しています別添資料1から3につきましては、県土マネジメント部地域デザイン局所管の令和3年度当初予算案並びに令和2年度2月補

正予算案における公共事業の主な事業箇所の一覧及び予算案の概要の箇所づけの資料となっています。

まず、報告番号1の奈良県新広域道路交通ビジョン・計画ですが、平成30年3月に道路法が改正されまして、重要物流道路の制度が創設されました。重要物流道路につきましては、平時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定するものです。これまでに直轄国道の供用中区間を中心に指定されています。

今後の重要物流道路の指定に当たり、今年1月に国から各都道府県に対して、新広域道路交通ビジョン・計画の策定の依頼がありました。こちらについては、おおむね20年から30年間の中長期的な視点で、各都道府県単位のビジョン・計画を策定することになっています。今後、国におきましては、地方ブロック単位の計画を策定した上で、国土交通省本省が広域道路の中から重要物流道路の指定を行うこととなる予定です。これに指定されれば、道路の重点的な整備、機能強化が加速することになります。

今回、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画を策定するに当たりましては、奈良県の道路整備基本計画、さらには奈良新「都」づくり戦略等を踏まえながら、作業を進めています。

具体的な内容の案が2ページ目からで、資料の左側にビジョンの概要を示していますが、全体像として、1つ目に地域の将来像、2つ目に広域的な交通の課題・取組、3つ目として広域的な道路交通の基本方針について記載していきたいと考えています。

また、計画の内容につきましては、ビジョンを踏まえた広域道路ネットワーク計画を定めることとしていまして、この中で先ほど申し上げました広域道路を規定することを考えています。具体的には、資料下段の中ほどの奈良県の地図にありますとおり、奈良県新広域道路交通ネットワークを定めていきたいと考えています。

計画の中では、交通防災拠点、さらにはICT交通マネジメントといった内容についても、併せて記載していきます。

今後の予定ですが、パブリックコメントを実施しまして、6月定例会でビジョン・計画案をご説明できるように進めてまいります。

続きまして、報告番号2の大規模広域防災拠点の検討状況です。

五條市で整備を予定している大規模広域防災拠点を、国の南海トラフ地震に関する計画に位置づけるとともに、その整備費用につきましては、交付税措置のある有利な財源であ

る緊急防災・減災事業債を充当することを考えていまして、大規模広域防災拠点整備基本計画の検討を行っています。

次に、この整備基本計画の検討に当たりまして、有識者等の助言をいただく場として、奈良県広域防災に関する懇談会を立ち上げ、本年1月27日に5名の委員、南海トラフに関する計画を所管する内閣府から、防災担当の参事官に参加いただきまして、荒井知事参加の上、第1回目の会議をウェブ会議で開催しました。

懇談会の中では、委員から、五條市という立地については、紀伊半島の付け根に当たる位置であり、主要道路についてのアクセス面から良好な立地であるとの意見がありました。また、運用につきましては、臨時の医療拠点としての活用や、2,000メートル級の滑走路があることで、広域支援の受皿としての活用が期待できるといった意見もありました。そのほか、国の施策、近隣府県との連携を検討すること、拠点へのアクセス道路の強靱化が必要であるといった旨の意見もありました。

また、オブザーバーとして参加いただきました内閣府からは、紀伊半島をカバーする大規模広域防災拠点が国の計画にないのは事実であり、奈良県が整備することを歓迎する旨と、今後の検討に当たり必要な助言をいただける旨の発言がありました。

今後ですが、懇談会でのご意見も踏まえ、夏頃までに整備基本計画を策定するよう鋭意取り組んでまいります。

続きまして、報告3の奈良県流域下水道事業経営計画の概要について、こちらにつきましては、11月定例会で概要を報告させていただきましたが、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営計画を、総務省の方針も踏まえ、策定することとしたものです。

この計画につきましては、増大する更新需要を踏まえた投資の見込み、さらには今後の収支の見込みに加えて、県と市町村における経営の効率化のための取組についても記載しています。

昨年12月21日から1か月間、パブリックコメント手続を実施し、資料にはパブリックコメント手続、並びに有識者からのご意見を記載しています。県内市町村の1者から意見の提出があり、主な意見としては、表現や表記の明確化、試算方法について説明を求めるもの、県域全体としての安定経営や市町村との連携の必要性などです。併せて有識者から参考意見として、中京大学の齊藤准教授に本計画を確認いただき、記載のとおり意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえ、表現や表記の明確化、試算方法についての記

載内容を修正しました。

今後の取組につきましては、下水道の持続的な経営に向けた県・市町村連携の検討や、将来の県・市町村一体化の可能性を研究していくことも記載しています。

なお、本計画の策定後につきましては、計画の進捗管理を適切に行うとともに、継続的に県民や関係団体からのご意見も踏まえながら、適切な対応を行ってまいります。

○濱本政策統括官 地方踏切道改良計画策定に向けた調整状況について報告します。

報告4の資料をご覧ください。大和西大寺駅、平城宮跡歴史公園付近のいわゆる開かずの踏切、あるいは渋滞踏切の解消につきましては、昨年7月に開催されました踏切道改良協議会の合同会議におきまして、議長である近畿地方整備局長から、大和西大寺駅付近を高架化し、それから東の部分については鉄道を移設するという、奈良県が従来より提案してきた案を基本として、踏切道改良計画を協議し、年度末までに作成するようにとの総括をいただきました。

この総括を踏まえ、現在、奈良県、奈良市、近畿日本鉄道株式会社で調整しています。主な調整のポイントですが、実際にその改良計画は、具体的にどのようなプロジェクトにするかという内容、それから事業スキーム、また負担割合の考え方についてです。事業スキームは、連続立体交差事業が想定されるのではないかとこのところまで、関係者はおおむね合意できていますが、現在、負担割合の考え方や事業の具体的な内容について調整を続けています。

この踏切道改良計画は年度末すなわち今月末が策定期限となっていますので、期限に間に合うように現在鋭意調整を進めています。

○岡野地域デザイン推進局長 私からは奈良県耐震改修促進計画の改定について説明させていただきます。

まず、計画改定の概要ですが、この計画は地震時における住宅建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産を保護するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して取り組むことを目的として策定している計画です。現計画は令和2年度で終了しますので、引き続き取組を進めるため計画を改定するもので、新しい計画は令和3年度から7年度までの5年間の計画です。

5年前に策定した目標の達成状況についてですが、住宅と多数の者が利用する民間建築物については、目標が達成できていません。今後さらなる取組が必要と考えています。

次に、今後の5年間における目標の設定ですが、住宅につきましては、令和2年度の耐

震化率87%から95%に上げるというものです。多数の者が利用する民間建築物は91%を95%に、県有建築物は96%を98%以上にそれぞれ高めることを目標としています。これらの目標値は、国が定めている基本方針に掲げられた目標や、本県の実情を踏まえて設定したものです。

これらの目標達成に向けて、どのような取組を行っているのかですが、住宅の所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境の整備としまして、引き続き耐震診断技術者の育成を行うと共に、新たな取組として耐震改修事業者の育成を行うこととしています。

住宅の耐震化施策の強化として、建築物の耐震基準が強化された昭和56年5月以前に開発された住宅地への、集中的な普及・啓発を行います。新たな取組としまして、ダイレクトメール等により直接、耐震改修の実施について普及・啓発を行います。

多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進に向けた新たな取組としましても、ダイレクトメールによる直接的な普及・啓発を行うこととしました。

官公署や病院等は大規模な地震時に災害応急対策の拠点となる建築物ですので、防災拠点建築物の耐震化促進として、耐震診断の義務づけを行いたいので、これに向けた取組を進めてまいります。具体的には、対象となる建築物の洗い出し、また所有者への意見聴取、財政的な支援の検討などです。

これらの計画につきましては、1月12日から2月11日の31日間、パブリックコメントを実施し、住宅の用語に関するご意見を2件いただきました。これらにつきましては計画中に示していますので、その旨をホームページ上で記載し、公開しています。

来年度から新たな計画に基づき、耐震化の促進に取り組んでまいりますのでよろしくお願いたします。

○荻田委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めまして、質問があれば、ご発言願いたいと思います。

○小林（誠）委員 建設委員会に付託をされた陳情書に関連するのですが、最近、違法建築物についての相談が増えています。今後の活動の参考にしたいので、少し聞かせていただけます。

陳情者の話によりますと、提出者は県内事業者より建築物を購入したが、その建築物が建築基準法、都市計画法に違反したものであったことから損害を受けたとのこと。当時、陳情書の提出からの相談により違反を把握した奈良県は、事業者つまり元の建て売り

事業者に対して指導を行いました但改善されなかつたとのことです。その後、陳情者は二十数年にわたり解決を求めてきたが、県は違反是正の責任は建築物の所有者である陳情者がこれを負ふべきものと回答されています。しかしながら、陳情者は現在でも違反建築物を建築した事業者が違反是正の責任を負ふべきと考えておられます。県が事業者には是正を求めず放置していることについて、またこれにより自身が受けた損害について、県の責任を問うと書かれています、県からの説明もいただきたい。

○松本建築安全推進課長　ご質問いただきました陳情の件について、これまでの経過について説明します。

議長あて提出された陳情につきましては、建築安全推進課として内容まで承知しておりますませんが、小林（誠）委員より陳情が提出された旨を伺いましたので、これまでの経過について簡単に説明させていただきます。ただし、情報公開条例、個人情報保護条例、地方公務員法の守秘義務に係る内容が多く、固有名詞や物件を特定できるような部分につきましてお答えすることが難しいことは、ご理解いただければ幸いです。

まず、陳情者が取得された当該建築物の許認可ですが、建築物が建築されている場所は市街化調整区域であり、通常では建築ができない場所です。当時、都市計画法に規定されていましていわゆる既存宅地制度を活用し、ここでは法人であるA社という言い方をさせていただきますが、A社が平成元年に既存宅地確認を受け、その後、平成2年に建築確認を得ています。しかしながら、工事完了届は提出されていません。

平成13年8月、陳情者から県に申し出書が提出され、県として、当該物件が、建築確認申請と異なる建築物が建築されていることを、このとき初めて把握しました。同時に、陳情者は平成9年2月に、この建築物を売買によりA社から取得されていることを確認しております。陳情者は申し出書において、県に対して建築主であり売主でもあるA社に対する処分を求めておられます。

県としては、申し出を受けてA社に対して事情聴取をし、解決に向けて真摯に陳情者と話し合うよう求めたところです。その後、平成18年に、売主であるA社は、宅建業法における免許権者である県に対して廃業届を提出し、廃業しました。陳情者は事業者が違反是正の責を負ふべきと主張されていますが、陳情者と事業者間の契約の問題ではあるものの、建築基準法の規定では現所有者である陳情者には是正義務があることとされていますので、県としては引き続き陳情者に対して丁寧に説明していこうと考えています。

なお、建築基準法第9条に基づく命令の目的は、違反建築物を是正することにあります

ので、命令を出す相手は是正するために必要な権限を持った者となります。例えば、建築工事中など販売前であれば、是正権限を持った者は建築主や工事施工者となりますが、販売後は建物所有者となります。また、陳情者自身が受けた損害については、県の責任ではなく、陳情者と事業者間の民事上の問題であると考えています。

○小林（誠）委員 陳情者は県に損害賠償を求められていて、これまでの県の対応を問われていますが、県がこれまで対応してきたことは適切であったと考えているのか最後にお伺いします。

○松本建築安全推進課長 この事案は、平成9年2月にA社が陳情者に当該違反建築物を売却した際に、買主である陳情者の権利、利益を侵害したことに端を発していることから、陳情者の損害賠償請求の相手先は当該建築物の売主であるA社であり、当該損害と県の行政指導には何ら因果関係はありません。また、県の行政指導において何ら不作為があったとも考えていません。当該建築物は、都市計画法や建築基準法違反であることは明らかですが、違反建築物を売買契約により取引することまで否定するものではありません。つまり、契約行為は民事であり、行政が介入する部分ではありません。県としましては、当該建築物について、都市計画法や建築基準法違反が存在するか否か、また違反の是正義務者が誰であるのかを、法律上適切に解することのみです。

このことから、県は陳情者から損害賠償請求をされる立場でもなく、県の行政指導にも不作為があったとは考えていません。

○小林（誠）委員 分かりやすく答弁いただきましてありがとうございます。答弁いただいた内容を基に、今後の対応を考えさせていただきます。

次に、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画についてですが、これは本来、道路交通センサスに基づき県が検討されて、4月にパブリックコメントを行い、6月定例会に提出される予定だったと思います。道路交通センサスが延期になりましたが、延期になった調査はいつ頃再開されるのかを教えてください。

○岡部道路政策官（道路建設課長） 道路交通センサスにつきましては、小林（誠）委員お述べのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度は延期しましたが、来年度、いつの時点で再開するかについて、まだ国から具体的な連絡がありません。国と連携しながら、県としても取り組んでまいります。

一方、奈良県新広域道路交通ビジョン・計画につきましては、特に道路交通センサスと連動しておらず、あくまでも国の指示に基づいて作成するものです。

○小林（誠）委員 斑鳩バイパスができたことにより、車の流れが変わり、地元の生活状況が変わってしまったため、県にも様々な対応を求めたい。道路の交通量や車の動きを基とした現状の課題を把握できないといった声をお聞きしていますので、道路交通センサスの一般道路における調査結果を楽しみにしています。県としても様々な問題はあるかと思えますけれども、いかるがパークウェイや、先日のように西名阪自動車道が通行止めになると、ほかの地域でも同じだと思いますが、生活道路が全く動かない状態です。さらに平成25年から平成30年の5年間で、国道25号の亀の瀬で10時間以上の通行止めが5回あり、あの地域は今後大丈夫なのかとも思っています。斑鳩バイパスが延伸することで、県道と接続することになりますが、接続後に渋滞が悪化し、全く動けない状況になることが明白です。道路交通センサスの一般道路における交通量調査の結果を基に、県としてはぜひとも生駒郡のほうにも目を向けていただきたい。

最後に1点要望なのですが、大和川直轄遊水地事業の関係で安堵町議会と安堵町役場から勉強会に招待いただきました。これまで国や県からも説明を受けていましたが、3者の話が食い違っている部分もありますので、ぜひとも3者がそろった話し合いをお願いしたい。

事業もようやく固まってまいりました。本来でしたら今年度に工事着工ということでしたが、3月になってもまだ着工できていません。用地買収にご協力いただいた方のためにも、ぜひとも早期の工事着工と共に、住民説明会を早くしていただきたい。また、安堵町議会にも情報があまり入ってきていませんので、ぜひとも安堵町役場と安堵町議会と私と小村県議会議員を加え、一度勉強会を開いていただけますよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○荻田委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わりたいと存じます。

次に委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

（発言する者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。